

小牧市屋外広告物条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 広告物等の制限等（第 3 条―第 11 条）
- 第 3 章 管理、監督等（第 12 条―第 23 条）
- 第 4 章 景観審議会への諮問（第 24 条）
- 第 5 章 雑則（第 25 条―第 27 条）
- 第 6 章 罰則（第 28 条―第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性を考慮した良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物等の在り方）

第 2 条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮されたものでなければならない。

第 2 章 広告物等の制限等

（禁止地域等）

第 3 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域及び生産緑地地区で市長が指定する区域
- (2) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲 50 メートル以内の地域、同法第 109 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定された地域及び同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された地域

- (3) 愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域
- (4) 小牧市文化財保護条例（昭和52年小牧市条例第10号）第4条第1項又は第21条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域で市長が指定する区域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため同項の規定により指定された保安林
- (6) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）第20条第1項の規定により指定された愛知県自然環境保全地域
- (7) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）及び鉄道の市長が指定する区間
- (8) 道路及び鉄道に接続する地域で、市長が指定する区域
- (9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他公園、緑地、駅前広場等の公共空地で市長が指定する区域
- (10) 官公署、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校を除く。）その他の公共施設の敷地
- (11) 古墳及び墓地並びに火葬場及び葬祭場の敷地
- (12) 神社、寺院及び教会の境域で、市長が指定する区域
- (13) 小牧市景観条例（令和7年小牧市条例第17号）第22条第1項の規定により指定された景観重点地区
- (14) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所（禁止物件）

第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 街路樹、路傍樹及び植樹帯
- (3) 信号機、道路標識、道路上の柵その他これらに類するもの

- (4) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所並びに道路上の変圧器塔及び開閉器塔
- (7) 送電鉄塔及び送受信塔
- (8) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (9) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (10) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する物件
（許可地域）

第5条 市域（第3条各号に掲げる地域又は場所を除く。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

（適用除外）

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、前3条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又は設置する掲出物件
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、看板等又はこれらの掲出物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に規定するもののほか、自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又は設置する掲出物件

(5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又は設置する掲出物件

(6) 人、動物、車両、船舶又は航空機に表示される広告物

(7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条の規定は、適用しない。

(1) 第4条第4号に掲げる物件に表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 第4条第7号又は第8号に掲げる物件にその所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 前2号に規定するもののほか、第4条各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件

(4) 前2号に規定するもののほか、第4条第8号に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

4 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出をした政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼紙、貼札（これに類する広告物を含む。以下同じ。）、広告旗（広告の用に供する旗をいう。以下同じ。）、立看板（これに類する広告物又は掲出物件を含む。以下同じ。）、広告幕（これに類する広告物又は掲出物件を含む。以下同じ。）又はアドバルーンで、規則で定める基準に適合するものについては、第3条（同条第1号（第1種低層住居専用地域に係る部分に限る。）、第7号、第8号及び第13号に係る部分に限る。）及び前条の規定は、適用しない。

5 第2項第1号に規定する広告物又は掲出物件で、同号の規定による規則で定める基準に適合しないものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。

6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便

に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。

7 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。

8 公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条及び第4条の規定は、適用しない。

9 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、前3条の規定は、適用しない。

10 前各項に定めるもののほか、国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又は設置する掲出物件については、前3条の規定は、適用しない。この場合において、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする国又は地方公共団体は、規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に通知するものとする。

(経過措置)

第7条 一の地域若しくは場所が第3条各号に掲げる地域若しくは場所に新たに指定され、又は一の物件が第4条第11号に規定する物件に新たに指定された際、当該地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件については、当該指定の日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、第3条又は第4条の規定は、適用しない。ただし、当該広告物又は設置されていた掲出物件を変更し、又は改造するとき（規則で定める軽微な変更又は改造をするときを除く。）は、この限りでない。

(禁止広告物等)

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
 - (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
 - (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
 - (4) 信号機及び道路標識の効用を妨げるおそれのあるもの
 - (5) 交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (許可の期間、条件及び更新)

第9条 市長は、第5条の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付けることができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める。

3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。

4 前3項の規定は、第6条第5項から第8項までの規定による許可の場合について準用する。この場合において、第1項中「を形成し、若しくは」とあるのは、「若しくは」と読み替えるものとする。

(変更等の許可)

第10条 第5条又は第6条第5項から第8項までの規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の基準)

第11条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

第3章 管理、監督等

(許可の公表)

第12条 市長は、この条例の規定により許可をした広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより公表するものとする。

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第 14 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 前項の規定による点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものについては、法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に行わせなければならない。

(除却義務)

第 15 条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第 18 条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第 7 条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても同様とする。

(措置命令等)

第 16 条 市長は、第 3 条から第 5 条まで、第 8 条、第 13 条又は前条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、法第 7 条第 2 項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5 日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(広告物等を保管した場合の公示事項等)

第 17 条 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

2 法第8条第2項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間（同条第3項第1号に掲げる広告物については、2日間）、小牧市公告式条例（昭和30年小牧市条例第3号）第2条第2項に規定する方法により行わなければならない。

3 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 法第8条第3項第1号の条例で定める期間 2日

(2) 法第8条第3項第2号の条例で定める期間 3月

(3) 法第8条第3項第3号の条例で定める期間 2週間

4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

（許可の取消し）

第18条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 第9条第1項（同条第4項又は第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 第10条第1項の規定に違反したとき。

(3) 第16条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

（立入検査等）

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物

件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第20条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合において、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第21条 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者（次条において「表示者等」という。）は、これらを自ら管理し、又は管理する者を置かなければならない。

(管理者等の届出)

第22条 表示者等は、前条の規定によりこれらを管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。管理者を変更し、又は廃止したときも同様とする。

2 表示者等に変更があったときは、新たに表示者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 表示者等又は管理者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件（次項において「許可広告物等」という。）を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 表示者等又は管理者は、許可広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(広告主の責務等)

第 2 3 条 広告主（屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は広告物若しくは掲出物件（以下この条において「広告物等」という。）の管理を委託する者をいう。以下同じ。）は、その委託に係る広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないようにするため、その広告物等の状況を適宜点検させる等当該広告物等の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより良好な景観若しくは風致を著しく害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該広告物等の広告主に対し、当該広告物等の除却その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、広告主が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該広告主に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第 4 章 景観審議会への諮問

(景観審議会への諮問)

第 2 4 条 市長は、次に掲げる場合においては、小牧市景観条例第 2 8 条に規定する小牧市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(1) 第 3 条第 1 号、第 4 号、第 7 号から第 9 号まで、第 1 2 号若しくは第 1 4 号又は第 4 条第 1 1 号の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

(2) 第 6 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 3 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号、第 4 項若しくは第 9 項若しくは第 1 1 条に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

第 5 章 雑則

(告示等)

第 2 5 条 市長は、第 3 条第 1 号、第 4 号、第 7 号から第 9 号まで、第 1 2

号若しくは第 14 号又は第 4 条第 11 号の規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を告示するものとする。

(手数料)

第 26 条 この条例の規定による許可（許可の更新を含む。）を受けようとする者は、小牧市使用料及び手数料条例（昭和 39 年小牧市条例第 13 号）の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(規則への委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第 28 条 第 16 条第 1 項の規定による市長の命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 3 条から第 5 条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 第 10 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者

第 30 条 第 19 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前 3 条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、前 3 条に定める罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づ

く規則で定める基準に適合しないこととなるものについては、この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から３年間（愛知県屋外広告物条例（昭和３９年愛知県条例第５６号。以下「愛知県条例」という。）の規定により許可を受けているものにあつては、当該許可の期間）は、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。ただし、当該広告物又は設置されていた掲出物件を変更し、又は改造するとき（規則で定める軽微な変更又は改造をするときを除く。）は、この限りでない。

- 3 施行日前に愛知県条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（小牧市使用料及び手数料条例の一部改正）

- 4 小牧市使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第２の１２の表２の項中「愛知県屋外広告物条例（昭和３９年愛知県条例第５６号）」を「小牧市屋外広告物条例（令和７年小牧市条例第４１号）」に改める。

（小牧市景観条例の一部改正）

- 5 小牧市景観条例の一部を次のように改正する。

附則中第６項を削り、第７項を第６項とする。